

寄稿

令和2年(2020年)4月 私立学校法改正に向けて



川村 匡 文部科学省高等教育局私学行政課 課長補佐

令和元年5月24日、私立学校法の一部改正を含む「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布された。今回の改正は学校法人制度の管理運営制度の改善を図る観点から、役員職務と責任の明確化、経営力の強化、情報公開の充実、破綻処理手続きの円滑化を内容とするものである。改正事項は多岐にわたり、平成16年の理事会設置の法制化等を内容とする私学法改正以来の大きな法律改正と言えよう。改正法の施行は令和2年4月1日であり、各学校法人においては今年度中に新制度に向けた対応が必要となる。本稿では、法改正の内容を中心に、学校法人のガバナンス機能の強化を巡る動向について概説する。

検討の経緯

今回の制度改正に至る検討の端緒は「私立大学等の振興に関する検討会議」における議論である。同会議は平成28年4月から検討を開始し、平成29年5月に議論のまとめが出された。この中では、学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる観点からガバナンスの強化が提言されている。この提言を受ける形で、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改善検討小委員会(以下「小委員会」という。)において制度の細部にわたる検討が行われ、平成31年1月に「学校法人制度の改善方策について」の報告(以下「報告」という。)がとりまとめられた。今回の私立学校法改正は報告において提言された法改正事項を基本とした内容となっている。

近年の私学法改正としては、上述の平成16年改正において、理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確化することによって、学校法人におけ

る管理運営制度の改善を図るとともに、情報公開制度が整備された。また、平成26年の改正では、重大な問題を抱える学校法人への対応として、立入検査や措置命令、役員解任勧告等の法的措置についての規定の整備が行われた。

他方、平成16年の私学法改正以降の動きとして、平成18年に公益法人制度改革、平成27年に医療法人制度改革、平成28年に社会福祉法人制度改革が行われ、いずれも法人のガバナンス強化を図る観点から、評議員会や理事会の制度整備、情報公開の充実が進められてきている。

戦後、学校法人制度は、財団法人制度を沿革としつつ、学校教育という高い公共性を有する公教育を担う機関として、学校法人にふさわしいガバナンスを強化し、社会からの信頼を受け得る制度として歩んでいる。学校法人制度においては、私立学校の自主・自律を基本として、所轄庁の指導・監督は抑制的であるべきであり、学校法人内で運営上の諸課題が生じた場合、自らの手で解決していくことが基本である。そのうえで、他の公益的法人制度に係る改革の状況や考え方も参考としながら、わが国の教育に大きな役割を担う私立大学が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるとともに、学生が安心して学べる環境を整備する、こうした観点から今回の私立学校法の改正を含む学校法人制度の改善が図られるべきであるとの認識が小委員会の報告において示されている。法案作成においては、こうした検討の経緯を踏まえ、法改正事項について検討を行い改正に至ったものである。

改正の概要

今回の改正法は、大きく4つの事項により構成されている。

①役員職務と責任の明確化等、②経営力の強化(中期的な計画の作成)、③情報公開の充実、④破綻処理手続きの円滑化である。また、これら全体に関わる規定として、学校法人の責務規定が新設された。以下、具体的な改正内容について述べる。

学校法人の責務(24条)

今回の改正では、学校法人の責務規定が新設され、学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとするものとされた。本規定は今回の学校法人制度改善全体の内容も踏まえ、学校法人において運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の確保のための取組が行われるよう規定するものである。これまで私立学校振興助成法では学校法人の責務規定が置かれていたが、私立学校法には規定が置かれておらず、今回の改正により新設となる。

役員職務と責任の明確化等

ガバナンスの基本は権限と責任の一致にある。このことを制度上明確化する観点から、特に役員職務と責任に関する規定を中心に、以下の規定が整備された。

一 特別の利益供与の禁止(26条の2)

学校法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとする

二 学校法人と役員との関係(35条の2)

学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとする(善管注意義務)

三 理事会の議事(36条)

理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとする

四 監事の職務(37条)

- 1 監事は、理事の業務執行の状況を監査するものとする
- 2 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為等を発見し、これを報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求するものとする
- 3 監事は、理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合は、理事会又は

評議員会を招集することができるものとする

五 競業及び利益相反取引の制限(40条の5)

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする

六 理事の報告義務(40条の5)

理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないものとする

七 監事による理事の行為の差止め(40条の5)

監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為等をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるものとする

八 評議員会の議事(41条)

評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとする

九 評議員会からの意見聴取(45条の2)

事業に関する中期的な計画及び役員に対する報酬等の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないものとする

十 役員对学校法人に対する損害賠償責任(44条の2)

役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする

十一 役員对第三者に対する損害賠償責任(44条の3)

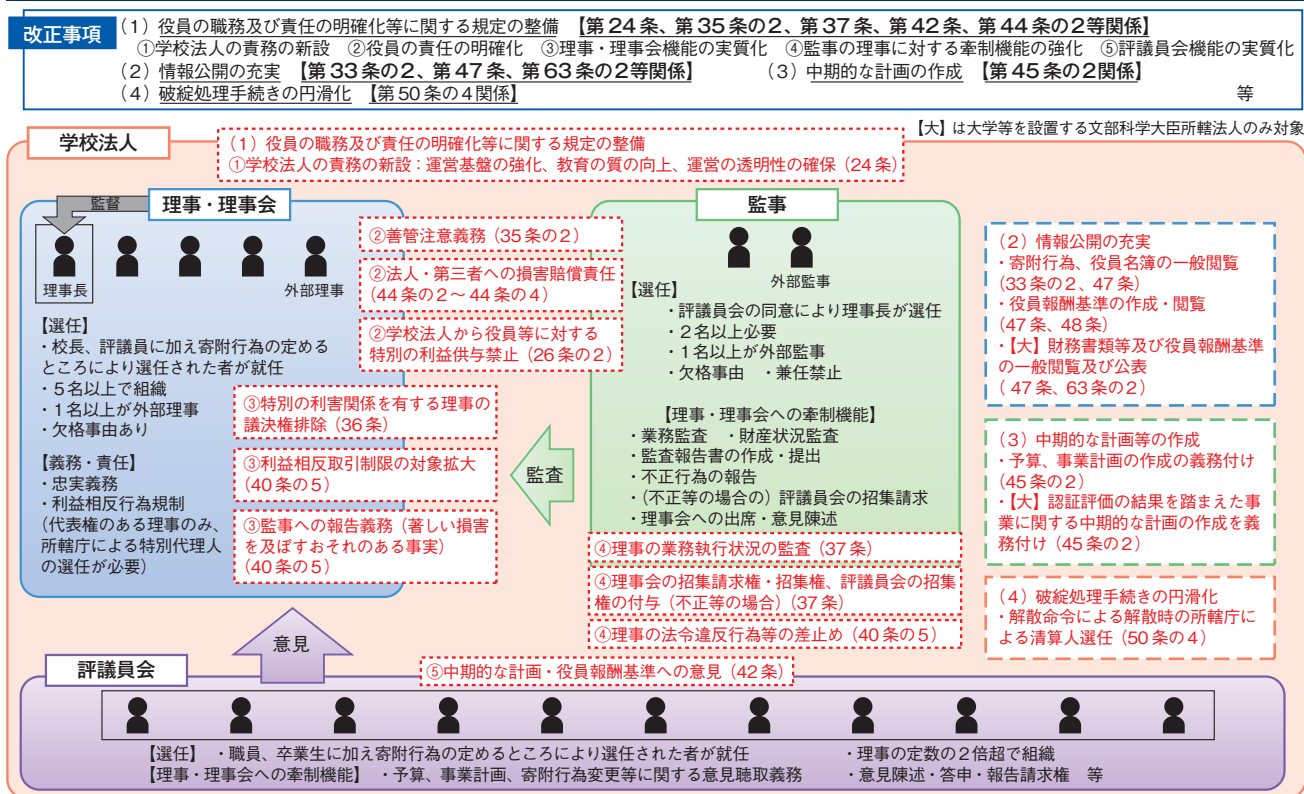
役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする

十二 役員の連帯責任(44条の4)

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする
中期的な計画の作成(45条の2)

学校法人は公教育を担う法人として安定した経営が求められ、特に文部科学大臣所轄法人については、高度人材育成の機関として、求められる教員・施設設備も多く、また、専門分化が進み、専攻により転学が容易ではない状況を踏まえる

学校法人制度の改善策について（私立学校法改正関係）



と、中長期的視点に立った計画的な経営が求められる。このため、今回の改正により、文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成することが義務付けられた。その際、認証評価の結果を踏まえるとともに、評議員会の意見を聴かなければならないこととされている。

小委員会の報告においては、中期的な計画の内容及び期間について、教学、人事、施設、財務等に関する事項について盛り込むとともに、原則として5年以上の期間とすることが示されており、今回の法改正を受けて作成する計画においては、各学校法人の裁量に相当程度委ねられるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画とすることが望ましい。

各学校法人においては、改正後の私学法に基づく中期的な計画を施行日である令和2年4月1日の時点で作成されている必要があり、今年度中の対応が必要となる。

情報公開の充実

学校法人の情報公開については、平成16年改正により、財務情報を中心に公開が進められてきた。また、教学に関する

情報は平成22年に学校教育法による情報公開が規定されるとともに、私立学校振興助成法に基づき財務書類等の所轄庁への届出が義務付けられている。現在こうした複層的な情報公開の定めは置かれているが、社会からの信頼を高め、その支援を受けるためには、より積極的な情報の提供・発信を行うことが重要である。このため、文部科学大臣所轄の学校法人における情報公開について以下の規定が整備された。

一 寄附行為の備置き及び閲覧(33条の2)

学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないものとする

二 財産目録等の備付け及び閲覧(47条)

- 1 学校法人は、役員等名簿を作成しなければならないものとする
- 2 学校法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを

閲覧に供しなければならないものとする。ただし、都道府県知事所轄法人の財産目録等(役員等名簿を除く)にあつては、在学者その他の利害関係人から請求があった場合に限り、閲覧に供しなければならないものとする

三 役員に対する報酬等の支給の基準(48条)

学校法人は、役員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めるとともに、当該報酬等の支給の基準に従って、役員に対する報酬等を支給しなければならないものとする

四 情報の公表(63条の2)

文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、寄附行為、監査報告書、財産目録等のうち文部科学省令で定める書類及び役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならないものとする

破綻処理手続きの円滑化 (50条の4)

現行私学法では、学校法人が法令の規定等に違反し、他の方法により監督の目的を達することができない場合には、当該法人に対して解散命令を発出することができることとされている。この場合、現行法では、当該学校法人の理事が清算人となることとされているが、理事にも問題があり清算人に就任させることが適切ではないことも想定される。このため、学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任するものとする

私立大学版ガバナンス・コードの策定の推進

制度改正に加え、小委員会の報告においては、私学団体等が自ら定める自主行動基準である「私立大学版ガバナンス・コード」によりガバナンスの強化を図ることも提言されている。ガバナンス・コードについては、金融庁と東京証券取引所が中心となり、上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の方針である「コーポレートガバナンス・コード」が代表例として挙げられる。コーポレートガバナンス・コードは、その実施を一律に義務付けるものではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」として、何らかの事由でそれを実施(コンプライ)し

ない場合は、投資家にその理由を説明(エクスプレイン)することを求めている。

学校法人制度の改善においても、私立学校法等の法令に基づくだけでなく、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、私学団体等が自ら行動規範を定め、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、学校法人を運営する者が経営方針や姿勢を自主的に点検し、私立学校の健全な成長の発展につなげていくことの必要性が小委員会の報告において示されている。まずは文部科学大臣所轄法人を中心とした団体において取組を開始することが想定され、その際には

- ・ 経営と教学の連携・協力の在り方をはじめとする経営の強化
- ・ 理事会の議決事項の明確化や外部理事の適切な人数等をはじめとする理事会機能の実質化
- ・ 監事監査体制の充実や監事の選任方法の工夫等を通じた監事機能の実質化
- ・ 法人の規模に応じた評議員数の配置等を通じた評議員会機能の実質化
- ・ 事業報告書の記載事項の充実等を通じた情報公開の推進等が盛り込むべき事項として提言されている。

学校法人ガバナンスの強化に向けて

今回の私立学校法改正及び私立大学版ガバナンス・コードをはじめとするガバナンス強化の取組は、学校法人制度上の大きな改革であり、制度改正の趣旨を踏まえた運用が各学校法人において行われることが重要と考えている。今後、政省令改正や施行通知、説明会の開催等により周知を図ることとしており、不明な点や質問については積極的に私学行政課までお寄せ頂きたい。

また、小委員会の報告では、今後の検討課題として、会計監査人による監査の根拠規定を私立学校振興助成法から私立学校法に移すことや学校法人制度会計基準の改善、情報公開の在り方などが提言されている。さらに、今年度の骨太方針2019では、今後検討される公益法人制度の改革等を踏まえ、学校法人についても制度改正に向けた速やかな検討を行うことが盛り込まれている。社会の要請に応じたガバナンス強化に向け、制度の不断の見直しを図っていくことが求められている。